

第5期札幌市障がい福祉計画 成果目標(案)

1 障害福祉サービス等に関する目標

項目	国の基本指針	札幌市の目標値	札幌市の目標設定の考え方
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	平成28年度末の時点で福祉施設に入所している障がい者のうち、平成32年度末までに <u>9%以上が地域生活に移行</u> することを基本とする。	125人 (6%)	平成28年度末の福祉施設入所者数2,093人から、過去の実績から推計した結果、平成32年度末までに約110人(5.2%)が地域生活に移行する見込みであることから、 <u>6%を目指す</u> 。
入所施設の入所者数の減少見込数	平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から <u>2%以上削減</u> することを基本とする。	83人 (4%)	平成28年度末の福祉施設入所者数2,093人から、過去の実績から計算した結果、平成32年度末には2,022人まで削減(3.4%)できる見込みであることから <u>4%を目指す</u> 。

項目	国の基本指針	札幌市の目標値	札幌市の目標設定の考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを作るため、平成32年度末までに、市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による話し合いの場を設置することを基本とする。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成32年度末までに関係機関の協議の場を設置する。	自立支援協議会のプロジェクトである「精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム」の在り方を見直し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを作るための話し合いの場とする。
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に <u>少なくとも一つを整備</u> することを基本とする。	市町村又は圏域に1つ整備する。	第4期計画中の整備は困難であるため、第5期計画中の整備を目指す。

項目	国の基本指針	札幌市の目標値	札幌市の目標設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労する障がい者を、平成28年度実績の <u>1.5倍以上</u> とすることを基本とする。	623人 (1.5倍)	平成27年度実績378人に直近3年の平均伸び人数37人を加えていくと、平成32年度に563人となり、平成28年度の見込みを415人と見込んだ場合、1.36倍となるため、 <u>1.5倍を目指す</u> 。
就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末実績より <u>2割以上増加</u> することを目指す。	846人 (1割増)	直近3年の平均伸び人数から、平成32年度の予想実績が810人となり、平成28年度実績769人と比べて、0.5割増となることから、 <u>1割増を目指す</u> 。
就労移行支援事業所の就労移行率(新規)	平成32年度末の時点で、就労移行率が <u>3割以上</u> の就労移行支援事業所を全体の <u>5割以上</u> とすることを目指す。	5割	平成27年度実績において、就労移行率が <u>3割以上</u> の就労移行支援事業所は全体の約4割であることから、 <u>5割を目指す</u> 。
就労定着支援(新規)	就労定着支援事業(平成30年度より開始)による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を <u>8割以上</u> とすることを基本とする。	8割	新規サービスであり、過去実績がないことから、国の指針のとおり目標を設定する。

項目	国の基本指針	札幌市の目標値	札幌市の目標設定の考え方
児童発達支援センターの設置(新規)	平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に <u>少なくとも1つ設置</u> することを基本とする。	設定しない	児童発達支援センターは公立4か所、民間5か所の計9か所を設置済みであるため、 <u>目標は達成済み</u> である。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(新規)	平成32年度末までに、全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる <u>体制を構築</u> することを基本とする。	設定しない	保育所等訪問支援事業所は市内に23事業所あるため、 <u>目標は達成済み</u> である。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保(新規)	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを <u>少なくとも1か所以上確保</u> することを基本とする。	設定しない	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスは市内に11か所(内、児童発達支援単独5か所、放課後等デイサービス単独2か所、児童発達支援と放課後等デイサービスとの多機能型4か所)あるため、 <u>目標は達成済み</u> 。

項目	国の基本指針	札幌市の目標値	札幌市の目標設定の考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(新規)	平成30年度末までに、各市町村において、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係する機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。	医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。	自立支援協議会の子ども部会において、医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。

2 札幌市が独自に設定する目標

項目	国の基本指針	札幌市の目標値	札幌市の目標設定の考え方
障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある人の割合	—	60%	現行プランからの継続
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合(新規)	—	60%	新・さっぽろ子ども未来プランにおいて、H31年度目標が60%と設定